

令和7年

第12回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和7年6月25日（水）
開会 14時00分 閉会 14時42分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第23号議案 福岡県教育職員免許状再授与審査会委員の人事について

第24号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について

2 報告

(1) 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について

(2) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

(3) 教育費予算に対する意見の申出について（令和7年度当初予算）

(4) 条例の提案に対する意見の申出について

- ・福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委員：木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長、西田久美

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 松永一雄、教育監 三澄妙子、理事兼教育総務部長 田中直喜、教育振興部長 日高吉三郎、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、体育スポーツ健康課長 笠井康行
外

4 傍聴者等数

なし

5 議事録

【寺崎教育長】

定足数に達しておりますので、ただ今から第12回教育委員会会議臨時会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許の画面に表示しているとおりです。

審議に入る前に、非公开发議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 堤委員が挙手 >

【堤委員】

はい。第23号議案及び第24号議案につきましては、人事に関する案件ですので「非公開」とする発議をいたします。

【教育長】

ただいま、堤委員から「非公開」の発議がありましたので採決をとりたいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手 >

【教育長】

賛成全員でございます。第23号議案及び第24号議案につきましては「非公開」にて審議することといたします。

以上で非公开发議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（1）、報告（2）、報告（3）及び報告（4）を審議した後、非公開にて第23号議案及び第24号議案を審議いたします。

それでは、報告（1）「公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について」を笠井体育スポーツ健康課長、お願いします。

○報告（1） 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について

【笠井体育スポーツ健康課長】

報告（1）公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況についてでございます。

< 笠井体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明 >

【笠井体育スポーツ健康課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【久保委員】

資料3ページの上表、スポーツ科学情報センターのアリーナ、研修室等についてですが、過去3年間で利用者数はどんどん増えているものの、収入の増減がほとんどないのはどうしてですか。

【笠井体育スポーツ健康課長】

令和5年度と令和6年度を比較した際、利用者数の大幅増に対し収入があまり変わらないのは、令和6年度は北部九州インターハイを開催しておりまして、それにより利用者数が増えましたが、インターハイの場合は収入がありませんので利用者数のみが増えております。

【久保委員】

分かりました。

【教育長】

他にありませんか。

【木下委員】

資料4ページの総合プールについて、令和5年度は特殊事情で世界水泳があったということですが、こちらは利用者数ではなくプール全体の使用料を払ってもらっていたということでしょうか。

【笠井体育スポーツ健康課長】

その通りでございます。

【木下委員】

令和4年度に関しては世界水泳の影響がないわけですが、令和6年度と令和4年度を比べると令和6年度はだいぶ利用者数等が落ちているようですが何か理由があるのでしょうか。

【笠井体育スポーツ健康課長】

令和4年度は浅田真央アイスショーを開催しており、例年より利用者数が多くなっていました。

【木下委員】

分かりました。

【教育長】

他にありませんか。

【堤委員】

資料5、6ページの正味財産増減計算書についてお尋ねします。資料6ページの1番最後に記載されてある正味財産期末残高ですが、増減額がおよそ3,700万円の赤字となっており、減価償却分は少し緩和されるものの、このままでは数年のうちに底を尽くと考えます。今後、運営を続けるためにどのような対策を考えられているのでしょうか。

【笠井体育スポーツ健康課長】

わたしたちも危機感を持っておりますので、収益増が図られるように利用者の拡大や広報にしっかりと努めていくしかない、収入を積み上げていくしかないことが対策だと思っております。

【堤委員】

資料5ページを見ると、(2)経常費用の①事業費のうち、給料手当や光熱水費、燃料費等が増えておりますので、それらの費用を含めて今後検討されたほうが良いと思います。

【笠井体育スポーツ健康課長】

御指摘いただきましたように、近年の異常気象や原油価格の高騰によって空調費などは増えておりますので、スポーツ教室や近隣大学との協議によって利用者数を増やしてまいりたいと思います。

【堤委員】

よろしく申し上げます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

続いて、報告（２）「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について」を比山社会教育課長、お願いします。

○報告（２） 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

【比山社会教育課長】

報告（２）公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況についてでございます。

< 比山社会教育課長が資料に沿って説明 >

【比山社会教育課長】

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

資料２ページの奨学事業の事業内容（３）奨学金の返還についてですが、奨学金の返還義務額には一定の条件を満たすと減額や免除があると思うのですが、それらを除いた金額が資料に記載されてある返還義務額になるのでしょうか。

【比山社会教育課長】

おっしゃる通り、返還該当額から一定の事由に応じた猶予がございまして、その猶予額を除いた金額が返していただく金額となります。

【堤委員】

回収率が５３％ですので、残りのおよそ４７％は返してもらえていないということですね。

【比山社会教育課長】

はい、その通りです。

【堤委員】

どのような理由で返してもらえないのでしょうか。

【比山社会教育課長】

例年の傾向ですが、現年度に返済期日を迎えているものに関しては９割程度を返還

いただいておりますが、延滞期間が長くなった過年度分に関して、ご本人の経済的な状況や就労の状況等でなかなか返還していただけない状況でございます。

【堤委員】

返還義務額は単年度ではなく、積みあがった金額ということでしょうか。

【比山社会教育課長】

はい。単年度ではなく、積みあがった金額です。

【堤委員】

分かりました。

【寺崎教育長】

およそ1割の未回収が毎年積みあがった金額ということですね。

【比山社会教育課長】

はい。過年度となった分についても、返還の回収には努力しておりますので一定程度返還されておりますが、やはり現年度と比べるとなかなか返還していただくことが難しい状況です。

【寺崎教育長】

分かりました。

他にありませんか。

【木下委員】

先ほどの質問に関連しますが、およそ64億円の返還義務額があることに対して大丈夫かなと思いますが、時効の中断手続き等はきちんとチェックされているのでしょうか。

【比山社会教育課長】

時効の中断手続きに関しては、督促を行ったり、一定期間の返済をしていただけなかった場合には支払督促を行ったりと、時効が切れないようにチェックしております。

【木下委員】

分かりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。
続いて、報告（３）「教育費予算に対する意見の申出について（令和７年度当初予算）」
を佐々木財務課長、お願いします。

○報告（３） 教育費予算に対する意見の申出について（令和７年度当初予算）

【佐々木財務課長】

報告（３）教育費予算に対する意見の申出について（令和７年度当初予算）でございます。

< 佐々木財務課長が資料に沿って説明 >

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。
続いて、報告（４）「条例の提案に対する意見の申出について」の１番目、「福岡県公
の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を吉武特
別支援教育課長、お願いします。

○報告（４） 条例の提案に対する意見の申出について

- ・福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【吉武特別支援教育課長】

報告（４）福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてでございます。

< 吉武特別支援教育課長が資料に沿って説明 >

【吉武特別支援教育課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。
続いて、報告（４）「条例の提案に対する意見の申出について」の２番目、「福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（４） 条例の提案に対する意見の申出について

・福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【中嶋教職員課長】

報告（４）福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

< 以降非公開審議となった >

○第23号議案 福岡県教育職員免許状再授与審査会委員の人事について

福岡県教育職員免許状再授与審査会委員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第24号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について

福岡県教育振興審議会委員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

(14:42)